

重要事項説明書

介護老人保健施設 みどりの里 短期入所療養介護

令和8年1月1日改定

1. 短期入所療養介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 緑会
代表者氏名	小川 哲也
法人所在地	徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜99番地
法人設立年月日	平成1年12月14日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	介護老人保健施設 みどりの里
介護保険指定事業所番号	第3650280260号
事業所所在地	徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字江尻山91番地
連絡先	088-687-3355
管理者氏名	三木 美規重
利用定員	97名 (ショートステイ含む)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的 (短期入所療養介護)

要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

運営の方針 (短期入所療養介護)

利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医学的な健康管理、その他必要な療養上の看護、介護及び機能訓練を行うことにより利用者の療養生活の質の向上を図り生活全般にわたる援助を行います。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 居室 (97床)

個室（従来型）	6室	3人室	1室
2人室	14室	4人室	15室

(4) 主な設備

機能訓練室、家族介護室、食堂（2階、3階）、多目的ホール、一般浴室、特殊浴室、共同トイレ（各階）等

(5) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
管理者	1			医学的管理、療養上の指導
医師（管理者兼務）				
看護職員	10名以上		1	看護業務、保健衛生
薬剤師		2		薬剤の調合、処方
介護職員	23名以上		3	医学的管理下の介護業務
介護支援専門員	3			施設サービス計画の作成
理学療法士	規定人数以上			医師の指示によるリハビリテーション
作業療法士				
言語聴覚士				
管理栄養士	1			栄養管理、栄養指導
歯科衛生士	1			口腔衛生、口腔衛生指導
支援相談員	1人以上	1		生活相談、処遇の企画・実施
事務職員	2			事務、受付
その他	1	5		清掃、洗濯

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容

サービスを提供するにあたり、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者及び身元引受人の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事

○食事時間

・朝食	8時00分～	・昼食	12時00分～
・おやつ	15時00分～	・夕食	18時00分～

○食事場所

食堂、療養室など

利用者の状況に応じて適切な食事介助を行います。食事の自立についても適切な援助を行いますので、できるだけ離床して食堂で召し上がっていただきます。

食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。

食事形態等についてもご相談の上、安全に食事ができるよう配慮いたします。

- ③ 医療・看護

短期入所療養介護サービスは、入院の必要のない程度の要介護者を対象にしていますが医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に合わせて適切な医療・看護を行います。

- ④ 介護

同項目①の短期入所療養介護計画に基づいて実施します。

⑤ 入浴

入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴の介助（全身浴・部分浴）や清拭、洗髪などを行います。利用者の体調や状態に合わせて入浴を行います。

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものになります。

⑦ 栄養管理

利用者の疾患や栄養状態等に合わせて、管理栄養士による栄養管理や、医師が必要であると判断した場合は指定された療養食を提供します。その他嗜好やアレルギー等にも対応します。

⑧ 口腔機能管理

歯科衛生士、言語聴覚士による利用者の口腔内の状態の観察やケアの指導、嚥下機能の観察を行います。必要があれば歯科医療機関の受診を勧めます。

⑨ 相談援助

支援相談員、その他スタッフにより、ご利用についての相談をお受けいたします。
その他生活上の相談や、介護保険の制度等についてもご説明します。

⑩ 送迎

必要に応じて入退所時の送迎を行います。

(2) 提供したサービスの費用

別紙1参照

なお、領収証の再発行は致しません。利用料支払い証明書を発行いたします。

（発行費用として、550円（税込）を徴収します。）

証明書発行時に遡る日付は、最大1年前までとします。ご了承ください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名称 医療法人緑会 小川病院

住所 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜99番地

・協力歯科医療機関

名称 秋田歯科医院

住所 徳島県鳴門市撫養町斎田字大堤52番地

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介します。

5. 関連施設の紹介

当施設は、医療法人緑会並びに社会福祉法人緑会に下記の様々な関連施設があります。利用者の状態により、よりよいサービスの提供のため、下記施設を紹介することもございます。

医療法人 緑会

- 小川病院
- あい愛介護相談室（居宅介護支援事業所）
- あい愛訪問看護ステーション
- あい愛24時間ケアセンター（定期巡回随時対応型訪問介護）
- こもれびの家・撫養（認知症対応型通所介護）
- 高齢者向け住宅 あい愛・撫養

社会福祉法人 緑会

- 特別養護老人ホーム 鳴光荘
- 緑会居宅介護支援事業所
- 鳴門市地域包括支援センター緑会
- ケアハウスなると
- 撫養デイサービス
- 緑会デイサービスセンター
- グループホーム撫養
- デイサービス斎田

6. 非常災害時の対策

地震・風水害等、災害発生時には、管理者、サービス提供の責任者、防火管理者及び事務長の判断により、当事業を休止する場合があります。

当施設では、非常災害には次のような体制で対応します。

防火管理者	武林 正臣
非常時の対応方法	当施設の定めるマニュアルによる
平常時の訓練	2回/年 設備点検も併せて実施
防災設備	自動火災報知機 非常警報装置 消火器 散水栓 スプリンクラー 非常発電装置

7. 業務継続計画（BCP）について

- ① 感染症等や非常災害の発生時に置いて、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 感染症対策について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとします。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（Web会議等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

9. 虐待・身体拘束防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- ③ 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- ④ 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ⑤ やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- ⑥ 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

10. ハラスメント対策について

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用 機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、適切なハラスメント対策をおこないます。

ハラスメントに対する窓口：小川哲也理事長

11. 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事を摂取していただきます。
- ・ 面会は14時00分から16時00分までとします。面会者は必ず当日の10時00分以降に電話連絡にて予約をしてください。
- ・ 外出の際には、当日の3日前までに施設長の許可をもらい、必ず行先と帰宅日時を2階サービスステーション又は事務所に伝えてください。
- ・ 施設サービスの利用、面会及び外出は、感染症対策等施設の運営上やむを得ない事情がある時には、その内容を一部変更または制限させて頂く場合がございます。

- ・火器の取り扱いはできません。
 - ・設備、備品の利用は施設の許可を得てください。
- 施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・所持品、備品等の持ち込みは、当施設の入所時必需品項目以外は許可が必要です。
 - ・金銭、貴重品を持ち込んだ場合は、原則自己管理とし、当施設は紛失、盗難等の責を負いかねます。また、入所中の金銭管理の申し出があるときは、事務所にて相談を受け付けています。
 - ・迷惑行為や騒音等、他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入所者の療養室等に立ち入らないでください。
 - ・介護福祉士等、有資格者（研修修了者）が、痰等の吸引を行うことがあります。

1.2. 苦情の受付について

（1）当施設の相談・苦情窓口

当施設のサービスに関するご相談・要望・苦情を承ります。

みどりの里 ご利用者相談窓口

ご利用時間	月～土曜日 8時30分～17時30分
連絡方法	窓口にて 又は電話 088-687-3355
担当者	施設長・事務長・支援相談員・介護支援専門員

（2）その他の窓口

当施設以外に市町村の窓口等にもご相談できます。

鳴門市役所 長寿介護課	ご利用時間 月～金 9時00分～17時00分
	ご利用方法 電話 088-684-1347
	面接 隨時
徳島県国保健康保険連合会 介護保険課	ご利用時間 月～金 9時00分～17時00分
	ご利用方法 電話 088-665-7205
	面接 隨時

重要事項説明書

介護老人保健施設 みどりの里 介護予防短期入所療養介護

令和8年1月1日改定

1. 介護予防短期入所療養介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 緑会
代表者氏名	小川 哲也
法人所在地	徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜99番地
法人設立年月日	平成1年12月14日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	介護老人保健施設 みどりの里
介護保険指定事業所番号	第3650280260号
事業所所在地	徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字江尻山91番地
連絡先	088-687-3355
管理者氏名	三木 美規重
利用定員	97名 (ショートステイ含む)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的（介護予防短期入所療養介護）

要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

運営の方針（介護予防短期入所療養介護）

利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医学的な健康管理、その他必要な療養上の看護、介護及び機能訓練を行うことにより利用者の療養生活の質の向上を図り生活全般にわたる援助を行います。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 居室（97床）

個室（従来型）	6室	3人室	1室
2人室	14室	4人室	15室

(4) 主な設備

機能訓練室、家族介護室、食堂（2階、3階）、多目的ホール、一般浴室、特殊浴室、共同トイレ（各階）等

(5) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
管理者	1			医学的管理、療養上の指導
医師（管理者兼務）				
看護職員	10名以上		1	看護業務、保健衛生
薬剤師		2		薬剤の調合、処方
介護職員	23名以上		3	医学的管理下の介護業務
介護支援専門員	3			施設サービス計画の作成
理学療法士	規定人数以上			医師の指示によるリハビリテーション
作業療法士				
言語聴覚士				
管理栄養士	1			栄養管理、栄養指導
歯科衛生士	1			口腔衛生、口腔衛生指導
支援相談員	1人以上	1		生活相談、処遇の企画・実施
事務職員	2			事務、受付
その他	1	5		清掃、洗濯

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容

サービスを提供するにあたり、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者及び身元引受人の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

① 介護予防短期入所療養介護計画の立案

② 食事

○食事時間

・朝食	8時00分～	・昼食	12時00分～
・おやつ	15時00分～	・夕食	18時00分～

○食事場所

食堂、療養室など

利用者の状況に応じて適切な食事介助を行います。食事の自立についても適切な援助を行いますので、できるだけ離床して食堂で召し上がっていただきます。

食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。

食事形態等についてもご相談の上、安全に食事ができるよう配慮いたします。

③ 医療・看護

介護予防短期入所療養介護サービスは、入院の必要のない程度の要支援者を対象にしていますが医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に合わせて適切な医療・看護を行います。

④ 介護

同項目①の介護予防短期入所療養介護計画に基づいて実施します。

⑤ 入浴

入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴の介助（全身浴・部分浴）や清拭、洗髪などを行います。利用者の体調や状態に合わせて入浴を行います。

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものになります。

⑦ 栄養管理

利用者の疾患や栄養状態等に合わせて、管理栄養士による栄養管理や、医師が必要であると判断した場合は指定された療養食を提供します。その他嗜好やアレルギー等にも対応します。

⑧ 口腔機能管理

歯科衛生士、言語聴覚士による利用者の口腔内の状態の観察やケアの指導、嚥下機能の観察を行います。必要があれば歯科医療機関の受診を勧めます。

⑨ 相談援助

支援相談員、その他スタッフにより、ご利用についての相談をお受けいたします。

その他生活上の相談や、介護保険の制度等についてもご説明します。

⑩ 送迎

必要に応じて入退所時の送迎を行います。

（2）提供したサービスの費用

別紙1参照

なお、領収証の再発行は致しません。利用料支払い証明書を発行いたします。

（発行費用として、550円（税込）を徴収します。）

証明書発行時に遡る日付は、最大1年前までとします。ご了承ください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名称 医療法人緑会 小川病院

住所 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜99番地

・協力歯科医療機関

名称 秋田歯科医院

住所 徳島県鳴門市撫養町斎田字大堤52番地

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介します。

5. 関連施設の紹介

当施設は、医療法人緑会並びに社会福祉法人緑会に下記の様々な関連施設があります。利用者の状態により、よりよいサービスの提供のため、下記施設を紹介することもございます。

医療法人 緑会

- 小川病院
- あい愛介護相談室（居宅介護支援事業所）
- あい愛訪問看護ステーション
- あい愛24時間ケアセンター（定期巡回随時対応型訪問介護）
- こもれびの家・撫養（認知症対応型通所介護）
- 高齢者向け住宅 あい愛・撫養

社会福祉法人 緑会

- 特別養護老人ホーム 鳴光荘
- 緑会居宅介護支援事業所
- 鳴門市地域包括支援センター緑会
- ケアハウスなると
- 撫養デイサービス
- 緑会デイサービスセンター
- グループホーム撫養
- グループホーム斎田

6. 非常災害時の対策

地震・風水害等、災害発生時には、管理者、サービス提供の責任者、防火管理者及び事務長の判断により、当事業を休止する場合があります。

当施設では、非常災害には次のような体制で対応します。

防火管理者	武林 正臣
非常時の対応方法	当施設の定めるマニュアルによる
平常時の訓練	2回/年 設備点検も併せて実施
防災設備	自動火災報知機 非常警報装置 消火器 散水栓 スプリンクラー 非常発電装置

7. 業務継続計画（BCP）について

- ① 感染症等や非常災害の発生時に置いて、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 感染症対策について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとします。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（Web会議等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

9. 虐待・身体拘束防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について 従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- ③ 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- ④ 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ⑤ やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- ⑥ 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

10. ハラスメント対策について

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用 機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、適切な ハラスメント対策をおこないます。

11. 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事を摂取していただきます。
- ・ 面会は14時00分から16時00分までとします。面会者は必ず当日の10時00分以降に電話連絡にて予約をしてください。
- ・ 外出の際には、当日の3日前までに施設長の許可をもらい、必ず行先と帰宅日時を2階サービスステーション又は事務所に伝えてください。
- ・ 施設サービスの利用、面会及び外出は、感染症対策等施設の運営上やむを得ない事情がある時には、その内容を一部変更または制限させて頂く場合がございます。

- ・火器の取り扱いはできません。
 - ・設備、備品の利用は施設の許可を得てください。
- 施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・所持品、備品等の持ち込みは、当施設の入所時必需品項目以外は許可が必要です。
 - ・金銭、貴重品を持ち込んだ場合は、原則自己管理とし、当施設は紛失、盗難等の責を負いかねます。また、入所中の金銭管理の申し出があるときは、事務所にて相談を受け付けています。
 - ・迷惑行為や騒音等、他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入所者の療養室等に立ち入らないでください。
 - ・介護福祉士等、有資格者（研修修了者）が、痰等の吸引を行うことがあります。

1 2. 苦情の受付について

（1）当施設の相談・苦情窓口

当施設のサービスに関するご相談・要望・苦情を承ります。

みどりの里 ご利用者相談窓口

ご利用時間	月～土曜日 8時30分～17時30分
連絡方法	窓口にて 又は電話 088-687-3355
担当者	施設長・事務長・支援相談員・介護支援専門員

（2）その他の窓口

当施設以外に市町村の窓口等にもご相談できます。

鳴門市役所 長寿介護課	ご利用時間 月～金 9時00分～17時00分
	ご利用方法 電話 088-684-1347
	面接 隨時
徳島県国保健康保険連合会 介護保険課	ご利用時間 月～金 9時00分～17時00分
	ご利用方法 電話 088-665-7205
	面接 隨時